

令和4年第6回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和4年6月27日（月）		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時15分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時49分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 根岸伸年
次 長 清水周二
書 記 青木智史
書 記 権田貴大

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和４年第６回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 出席委員は全員ですので、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和４年第６回寄居町農業委員会総会、 日程第１、議事録署名委員の選任について。 日程第２、報告第４号、農地法第４条第１項の規定による許可の取消願について。 日程第３、議案第３６号から議案第３８号、農地法第３条の規定による許可申請について。 日程第４、議案第３９号から議案第４０号、農地法第４条第１項に規定による許可申請について。 日程第５、議案第４１号から議案第４２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について。 日程第６、議案第４３号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 なお、議案第３８号は、申請者から取下げの願いがありましたため、今回の総会では、審議いたしません。 以上です。
議長	それでは、日程第１、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第１１条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	それでは、新井徹委員と福島隆志委員にお願いいたします。 続きまして、日程第２、報告第４号、農地法第４条第１項の規定による許可の取消願について、報告いたします。
事務局	それでは、報告第４号について、事務局の説明を求めます。 議案書の１ページをご覧ください。 農地法第４条第１項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 それでは、報告第４号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	議案第４１号の申請地と関連がございますのが、本議案の申請地となります。 届出人は、家庭の事情により住宅の移転ができなくなったため、許可の取り消しを申し出たとのことです。 報告は以上でございます。
議長	報告事項ですのでご了承願います。 続きまして、日程第３、議案第３６号から議案第３８号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは議案第３６号について、事務局の説明を求めます。 議案書の２ページをご覧ください。 農地法第３条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。

事務局	それでは、議案第 36 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人は、農地を所有しておらず、利用権設定により、借り入れた農地で耕作をおこなっております。 このたびの申請地も、現在は譲受人の同居の夫が譲渡人から借りている農地ですが、自作農地を拡大するため、売買により取得したいとのことです。 譲受人は、有機農業を行っており、申請地では、季節野菜を栽培する予定とのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。 石附委員。
石附委員	わたくしと坂本推進委員の二人で、現地を確認してまいりました。確認時に、(譲受人名)さんが作業をされており、お話を伺うことができました。有機農業を広げたいけれども、土地も見つからず、見つかったとしても、農業委員会の審査を通過することなどが中々難しいとのことでした。この方については、専業農家ではないのですけれども、リタイア後に有機農業を大々的に行いたい考えがあるとのことで、奥さんと積極的に耕作しているということでした。末野地区については担い手が不足しているものですから、頼もしく感じました。(譲受人名)さんは、これからさらに農地を拡大していき、今後は有機農業を若い方にも広めていきたいとお考えでした。よろしくご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 36 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 36 号は原案のとおり、決定いたします。 次に議案第 37 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 37 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は、植木の栽培を行っており、(申請地 1)については、以前から借りて農業を行っていましたが、譲渡人から、(申請地 2)を含めた所有農地の取得について提案があり、経営規模の拡大も含めて、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。 この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 小和瀬委員。
議長	

小和瀬委員	この件につきまして、矢那瀬推進委員と中島英樹委員とで現地調査を行いました。 (申請地 1)の圃場になりますが、西隣に農業用ハウスがありまして、鉢物の生産をおこなっている様子であります。(申請地 2)につきましては、草が生えておりましたけども、すぐにでも農地として利用できる状況でございました。 (譲受人名)さんは、借地のため、いつかは返却しなければならないと思い、(譲渡人名)さんに話をしたそうですが、(譲渡人名)さんも高齢で、担い手も見つからないことから、お譲りすることになったそうです。 (譲受人名)さんは、農業経営をしっかりとされておりますので、問題ないものと考えますので、ご審議のほどお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 37 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 37 号は原案のとおり、決定いたします。 続きまして、日程第 4、議案第 39 号から議案第 40 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 39 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 議案第 39 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請者は、他市に妻とふたりで居住しておりますが、申請地に隣接する実家に 1 人で暮らす高齢の母が心配となり、今後の将来を考え、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件につきまして、地元の委員さんのご意見を伺います。 坂本委員。
坂本委員	昨日、現地確認をしてまいりましたが、本人には会えませんでした。母親は現在、入院しているとのことで、申請人である息子さんが面倒を見るようです。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 39 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 39 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 40 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 40 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)

事務局	申請地は、昭和 20 年代後半ごろから居宅敷地として利用され、昭和 35 年に申請者に相続されましたが、許可を受けずに利用していたことが分かり、申請に至ったとのことです。 追認としての申請となり、始末書の添付がされております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 坂本委員。
坂本委員	申請者の息子さんにお会いしてお話を伺いました。現在の住宅敷地が農地のままになっており、これからも親子で居住していくため、申請したとのことです。 よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 40 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 40 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 5、議案第 41 号から議案第 42 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
議長	それでは、議案第 41 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 41 号につきましてご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	都市計画法の用途地域内にある農地が本議案の申請地となります。 譲受人は、町内の借家に居住しておりますが、勤務地が町内となったことや、借家では手狭となっていたため、自己用住宅の建築を検討していたところ、申請地を譲ってもらえることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1)の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。
吉田委員	吉田委員。 6 月 26 日の日曜日に、栗原推進委員と現地調査及び譲受人との面談を行いました。現地の周辺は、畑に囲まれています。(譲受人名)さんは、アパートに住んでおりまして、申請地はアパートからも近く、駅からも近いため、申請に至ったとのことです。特に問題はないと思われしますので、ご審議の程お願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。

	(委員の中から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 41 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 41 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 42 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 42 号についてご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請人は、夫婦で業務用トラックの修理・板金塗装業を行っておりますが、現在の敷地では狭いため、十分な作業ができず、業務拡大を図れずにいたところ、申請地を譲ってもらえることとなり、申請に至ったとのことことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地への営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。 吉田委員。
吉田委員	26 日に現地確認等を行いました。(譲受人名)さんは、車の板金塗装を行っておりまして、現在の建物は古く、狭く、足元は砂利のため、足場も悪い状況にあり、トラック等は場所を要するため、今回の申請に至ったとのことことです。周辺農地への影響もなく、特に問題ないものと思いますので、ご審議の程お願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員の中から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 42 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 42 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 6、議案第 43 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 43 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 5 ページをご覧ください。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により、農業委員会の決定が必要となるためご審議いただくものです。 それでは、議案第 43 号につきまして説明いたします。 今回の計画は、7 件、16 筆、13,473 ㎡です。 農地の内訳につきましては議案書 5 ページの右下のとおりです。 このうち、新たに利用権設定を行うものは整理番号 5、6-9、14、15-16 の 4 件、その他は以前決定された計画の継続となるため再設定となります。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定の各要件を満たしていると考えます。

議長 議長 議長 議長 事務局長 議長 事務局長	説明は、以上です。 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 （委員の中から、「なし」の声） よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 43 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第 43 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。 （委員の中から、「なし」の声） 事務局から何かありますか。 事務局から 1 点、ご連絡いたします。 今回の総会ですが、7 月 25 日、月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 繰り返します。 7 月 25 日、月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 以上、よろしくお願いいたします。 それでは他に無いようですので、令和 4 年第 6 回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。 （起立、礼、着席の発声）
--	--

署名委員の決定について議長指名により

新井 徹 委員

福島 隆志 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年6月27日

議 長

室岡 重雄

委 員

福島 隆志

委 員

新井 徹